

◎令和7年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和7年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 実施等級の区分
1級、2級、3級及び単一等級
- 2 試験の実施方法
実技試験及び学科試験
- 3 受検手数料、実施する検定職種、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

令和7年4月1日時点の茨城県手数料徴収条例に定める金額とする。

※詳しくは、茨城県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

イ 実施する検定職種（作業）

等級	検定職種（作業）
1・2級	造園（造園工事作業）、鑄造（非鉄金属鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
3級	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
単一等級	路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカースタンプ工事作業）

ウ 実施期日

実技試験は、令和7年6月10日（火）から令和7年9月9日（火）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

オ 問題の公表

実技試験問題は、令和7年6月3日（火）から茨城県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

3,100 円

イ 実施する検定職種(作業)及び実施期日

等級	検定職種（作業）	実施期日
3 級	造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）	令和7年7月13日(日)
3 級	金属熱処理（一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）	令和7年8月24日(日)
1・2 級	造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業、真空成形作業）、とび（とび作業）、築炉（築炉作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）	令和7年8月24日(日)
1・2 級	機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）	令和7年8月31日(日)
1・2 級	写真（肖像写真デジタル作業）	令和7年9月3日(水)
1・2 級	鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）、非接触除去加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工	令和7年9月7日(日)

	事作業)、タイル張り (タイル張り作業)、熱絶縁施工 (保温 保冷工事作業)、表装 (表具作業、壁装作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	
単一等級	路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)	令和7年9月7日(日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

エ 実技試験を在職者として受検する場合は、受検申請日 (知事が指定する日をいう。) において雇用保険被保険者であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町 864-4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

令和7年4月7日 (月) から4月18日 (金) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会にて配布する。

なお、申請書の用紙等の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会 (電話) 029-221-8647 まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。ただし、実技試験に人数制限を設けている職種 (作業) は、郵送による受付は行わない。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封すること。郵送による申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者の受検申請については、前記3 (1) イ及び (2) イに掲げる検定職種以外の職種 (指定試験機関が実施する職種を除く。) についても受け付ける。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記3 (1) アに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100 円) を納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は不要とする。

また、納付した手数料は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

3級に係る者については、令和7年8月29日 (金) に、その他の等級に係る者については、令和7年10月1日 (金) に茨城県産業戦略部産業人材育成課のホームページ内に掲載する。

なお、合格者に対しては、書面により通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者で、3級に係る者については令和7年8月29日 (金) 以降に、その他の等級に係る者については令和7年10月1日 (金) 以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名、2級及び3級の技能検定合格者には茨城県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から技能検定合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647 又は茨城県産業戦略部産業人材育成課（電話）029-301-3656 まで問い合わせること。